

(非公式訳)  
投資委員会事務局告示  
第 Por.1/2554  
件名：ラヨン県における産業促進方針

環境問題の管理および解決措置に基づき、ラヨン県における投資奨励をするため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 18 条および第 19 条の権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局はラヨン県において環境に影響を与える新規投資プロジェクトおよび拡大プロジェクトについて投資奨励の基準を以下の通り定める。

1. 環境の特別管理対象地区を以下の通りとする。ラヨン県アンパームアのタンボン・マープタプット、タンボン・ヌーンプラ、タンボン・タプマー、ラヨン県アンパーニコムパタナーのタンボン・マープカー、ラヨン県アンパーバーンチャーンのタンボンバーンチャーン、IRPC 株式会社の工業区および工業区内にある海域を含む。

2. 対象地区の廃棄物管理指標は以下の通りとする。

2.1 NO<sub>x</sub>およびSO<sub>2</sub>

2.2 ベンゼン、1,3-ブタジエン、1,2-ジクロロエタンの 3 種類の  
VOCs

3. 投資奨励の条件

3.1 NO<sub>x</sub>、SO<sub>2</sub>、VOCsを発生させないプロジェクトは通常の手続きにより奨励する。

3.2 NO<sub>x</sub>やSO<sub>2</sub>を発生させるようなプロジェクトの奨励条件はNO<sub>x</sub>およびSO<sub>2</sub>の大気汚染の排気数値比率の削減および準備措置（80/20 措置）に従い、環境インパクト軽減のために改善を行うこと。

3.3 上記の 3 種類の対象 VOCs を発生させるようなプロジェクトは以下の条件に従うものとする。

3.3.1 全体の管理の下で以前より多く汚染物を排出しないこと。

拡大投資する場合、Environmental Safety Assessment(ESA)、

Environmental Impact Assessment(EIA)、コミュニティの環境・資

源・健康に重大なインパクトを与えるプロジェクトのアセスメント報告（重大なインパクトプロジェクトのEIA）など環境インパクト評価報告に基づく学術的数学モデルで評価した場合、対象揮発性有機化学物質の Load を著しく増加させてはならない。

3.3.2 環境インパクトの削減とくに上記の3種類の対象 VOCs の削減のために最新鋭の技術（Best Available Technology/Best Practices）を使用する。

3.4 NO<sub>x</sub>、SO<sub>2</sub>および上記の3種類の対象VOCsを発生させるプロジェクトの場合、奨励証書発行前に適用されるEnvironmental Safety Assessment(ESA)またはEnvironmental Impact Assessment(EIA)またはコミュニティの環境・資源・健康に重大なインパクトを与えるプロジェクトのアセスメント報告（重大なインパクトプロジェクトのEIA）で承認されなければならない。

2011年4月11日より有効とする。

告示日：2011年5月2日

(アッチャカ・シーブンルアン)

投資委員会事務局長